

財政援助団体等監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、出資団体及び財政援助団体の出納及び出納に関連する事務を対象として監査を実施した。

〔出資団体〕

日 程	種 目	対象団体名	出資現在高	出資割合	実施場所
令和5年9月12日から 令和5年11月14日まで	出捐金	一般財団法人 青森市文化観光振興財団	5,100,000円	25.0%	・青森市文化会館 ・監査委員室

〔財政援助団体〕

日 程	補助金等の名称	対象団体名	補助金等の額	実施場所
令和5年9月14日から 令和5年10月23日まで	令和4年度 青森市交通安全対策協議会負担金	青森市交通安全対策協議会	300,000円	・監査委員事務局 ・青森市役所 駅前庁舎 ・監査委員室

第4 監査の着眼点

〔出資団体〕

- 1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか
- 2 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- 3 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- 4 経営成績及び財政状態は良好か
- 5 経理・庶務事務は適正に行われているか
- 6 会計経理及び財産管理は適切か
また、活用されていない財産等はないか
- 7 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か

〔財政援助団体〕

- 1 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか
- 2 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか
- 3 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか
- 4 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か
- 5 補助金等に係る収支の会計経理は適正か
- 6 精算報告は適正に行われているか
また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か
- 7 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

〔出資団体〕 一般財団法人青森市文化観光振興財団

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って

行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 一般財団法人青森市文化観光振興財団事務監査規程に定める事務監査を実施していなかった。
- 2 一般財団法人青森市文化観光振興財団契約事務規程に定める事務手続がとられていなかった。

〔財政援助団体〕 青森市交通安全対策協議会

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。